

はたらきの主としての人間

——トマスにおける dominus の意味についての考察——

佐々木 亘

序

トマス・アクィナスによると、人間によって為される諸行為のうち、人間である限りの人間に固有な行為のみが、本来“人間的”といわれ、人間は他の非理性的被造物と自らはたらきの主 *suorum actuum dominus* であるという点で異なる故、人間がその主であるところの行為だけが、本来人間的と呼ばれるのであり¹⁾、この人間的行為が道徳的行為に他ならないのである²⁾。従って、人間が自らはたらきの主であるということは、トマスにとって、倫理的考察の出発点ともいべき重要な規定であるといえよう。

ところで、はたらきの主であるという場合の、その“主” *dominus* という言葉は、そもそも何を意味しているのであろうか。この言葉は“家” *domus* を語源としており³⁾、僕 *servus* に代表される、従属する者 *subditi* を拘束する権力によって、人は *dominus* —主人—といわれるのである⁴⁾。ところで、*dominus* は権力を表すが⁵⁾、それは、本来 *servus* 等との関係の中で成立している⁶⁾。従って、主人は僕に対して⁷⁾、逆に僕は主人に対してあるということから⁸⁾、この言葉は、トマスにおいて、“関係” *habitus* を意味しており⁹⁾、「僕なくして主人なく、主人なくして僕なし」というように¹⁰⁾、謂ば *servus* と対に用いられているのである¹¹⁾。

またトマスは、この言葉を、神乃至キリストを表すものとしても多く用いているが、その場合、主 *Dominus* という神の名は、被造物に対する関係そのものを示しており¹²⁾、被造物がなくなれば神が主であることもなくなるのである¹³⁾。

以上のように、*dominus* という言葉は、トマスにおいて、本来 *servus* 等との関係

の中で用いられている。では、人間が自らののはたらきの主であるという場合においても、その *dominus* という言葉のうちに斯かる“関係”としての意味を見い出すことができるであろうか。

I

dominus が主人として、僕との関係において用いられる際、そこでは *dominus* と *servus* が実体的に区別され、別々の人間として前提されている¹⁴⁾。しかるに、人間が自らののはたらきの主であるという場合、この前提をそのまま適合させるわけにはいかない。トマスによると、魂が人間ではなく、魂と身体との複合体が人間なのであり¹⁵⁾、その意味で、人間のうちに実体的に区別されたものを措定することはできないからである。

ところで、そもそも *dominus* と *servus* の“関係”とは、如何なるものであろうか。トマスは、アリストテレスに基づいて、僕を主人の所有物として位置づけ¹⁶⁾、「僕はそのすべてにおいて主人に属する」といっている¹⁷⁾。しかるに、僕は道具 *instrumentum* として主人に属するのである¹⁸⁾。即ち、僕は道具として、自らののはたらきの原因が主人に属するという仕方¹⁹⁾、主人のものとしてされるわけである。ところで、道具とは、はたらきに関するものである²⁰⁾。それ故、主人と僕の関係は、道具とその使用者という仕方、はたらきに基づいているといえよう。

また、僕が主人のものである以上、主人は僕に対して本来の意味での正義を持たないが²¹⁾、その一方、主人の主権 *dominium* は僕に対して如何なる事柄にも及ぶわけではなく、それは僕として為すべき事柄に限定されている²²⁾。即ち、僕は、僕である限り、主人の道具であり²³⁾、主人に従属した者であるが²⁴⁾、しかしながら僕である限りということは、僕としてのはたらきに関する限りということに他ならない。それ故、トマスによると、例えば婚姻などのように僕としてのはたらきに属さない場合、僕は主人に対して従順である義務はなく、主人が正当に命令できる事柄に関してのみ、斯かる従順の義務を負うのである²⁵⁾。ここに、トマスの自然法思想を垣間見ることができるであろう²⁶⁾。

このように、主人と僕の関係は、主人としての、そして僕としてのはたらきに基づいている。では、どのようにしてそのはたらきは成立するのであろうか。僕は道具であるが、鋸や馬のような他の道具とは異なり、理性的魂によって生きている道具であり、自らの意志で²⁷⁾、自ら、動かし且つ動かされる *agit et agitur* のである²⁸⁾。従って、僕に

は、自らの意志を主人の命令へ向けるよう、習慣が必要とされ²⁹⁾、そこに僕としての徳が成立している³⁰⁾。実際、僕は、主人の命令によって動かされるが、その際、彼自身を自らの自由意思で動かしているのである³¹⁾。

ところで、僕が自らを主人の命令へと動かす場合に限り、僕のはたらきは主人のはたらきとなる³²⁾。それ故、その場合に限り、主人と僕の関係は能動 *actio* と受動 *passio* に基づいて成立するといわれている³³⁾。即ち、主人が僕にはたらきを命じる限りにおいて、そして、僕が主人の命令へと動かされる限りにおいて、それぞれ同じ一つのはたらきの能動と受動の位置にあることになり、僕は現実には道具とされるわけである。

以上のように、*dominus* と *servus* の関係はトマスにおいて、はたらきに即する、能動と受動に基づいて成立する関係を意味している。では、人間が自らはたらきの主であるという場合はどうであろうか。トマスによると、人間は、自らはたらきに関する主権の所有によって、はたらきの主といわれるのであるが³⁴⁾、この主権は、他者からではなく、“自らによってはたらく” *per se agit* ということを示している³⁵⁾。ところで、その場合、自らによって動かされ、はたらかされる場所のものは自分自身である。即ち、“自らを” 動かすのである³⁶⁾。それ故、斯かる主権は、自らによって自らを動かすというはたらきの力を意味するといえよう³⁷⁾。

ところで、自らを自らによって動かすという場合、“自らによって” ということがはたらきの能動性を表すならば、“自らを” ということは、その能動性が成立するところの、はたらきの受動性を示すことになる。それ故その限りにおいて、はたらきに関する主権が成立する際、人間は自らを能動と受動の側に分けているといえよう。しかもはたらきの主であるということは、トマスにおいて、“人間である限りの人間に固有な” という限定の下に語られており、そしてこの限定は、“理性と意志によって”³⁸⁾、また“自由意思によって” などと言い替えられている³⁹⁾。

従って、丁度僕が、自らの意志で主人の命令に動かされる場合に限って、現実には道具となることができるように、理性と意志によって、能動的な仕方ではたらきに関わる場合に限り、即ち、自らを道具とする場合に限り、人間は自らはたらきの *dominus* となることができるといえよう。それ故、人間が自らはたらきの主であるということは、自らはたらきの僕であるということに他ならないことになる。何故なら、人間は理性と意志によって自らを自らの道具とすることができるのであり、自らを斯か

る道具として用いる場合に限って、即ち、はたらきの僕である場合に限って、人間は自らのはたらきの主となることができるからである。

斯くして、人間が自らのはたらきの主であるという場合、その *dominus* という言葉のうちには *servus* との“関係”の意味が見い出されるのであり、本来別個の人間の間で認められるところのはたらきの関係を自分自身のうちに取り込むことができるという点に、自らによって自らを動かすというはたらきの力が意味されているといえよう。

II

以上、*dominus* がはたらきの主として用いられる場合と、主人として用いられる場合との関連を探ってきたが、では、神、乃至キリストを表す場合との関連はどうであろうか。

主という神の名は被造物に対する関係を表すが、トマスによると、被造物の神に対する関係が実在的であるのに対し、神の被造物に対する関係は、神において、概念的なものにすぎない⁴⁰⁾。即ち、創造は神の意志によるのであるから⁴¹⁾、神が被造物に対して、主人が僕を道具として必要とするように秩序づけられてはいないのである⁴²⁾。

ところで、このように神が創造主として主であり⁴³⁾、しかも被造物に対して何ら秩序づけを受けないのであるから、逆に被造物は神に対して、僕の位置にあるだけでなく、全く従属していることになる⁴⁴⁾。それ故、人間も被造物である限り、神に僕として従属しており⁴⁵⁾、神によって動かされているといえよう。しかるに、神に対しては僕であるところの人間が、自らのはたらきに関しては主であるとするならば、人間は“神によって”動かされると同時に“自らによって”動かされることになり、その限りにおいて二人の主人を持つことになる。これは不可能なことではないだろうか⁴⁶⁾。

確かに人間は、自らのはたらきに関する主権によって、はたらきの主なのであるが、トマスによると、斯かる主権の対象は“選択” *electio* ということであり⁴⁷⁾、自らのはたらきに関して、「これを為すか否か」、或は「これを為すか、あれを為すか」ということに他ならない⁴⁸⁾。しかるに、選択は目的ではなく、目的へ至るてだてに関わる⁴⁹⁾。それ故、人間の意志が究極目的に密着していても⁵⁰⁾、この究極目的への欲求は我々がその主であるところのものに関わっていないように⁵¹⁾、はたらきの主体そのものが神によって動かされているとしても、このことが人間のはたらきに関する主権と直接的に対立し

てはいないといえよう⁵²⁾。

逆に、神は万物を動かすが、その動かし方は、それぞれの被造物の本性に応じて異なっており、人間の場合、人間自らが意志し努力するよう動かしているのである⁵³⁾。即ち、確かに神は人間を動かすが、その動かし方はあくまで人間が自らの主となるような仕方であり⁵⁴⁾、しかも、創造の時点から、人間には斯かる主権が与えられているのである。何故なら、人間が自らのはたらきの主であるということの根拠は、神の似姿に造られたということに他ならないからである⁵⁵⁾。

更に、トマスにおいて、僕と主人の関係から敬神 *religio* 等の徳を説明したり⁵⁶⁾、"神の僕" *servus Dei* などの表現で聖職者を表す場合がある⁵⁷⁾。このことから、自らを自らの意志で神の道具とするよう動かすところの者だけが、現実には神の僕となるのであり、それ故、人間は神の僕であるが、何の僕となるかという点に関しては、自らのはたらきの選択として、人間がその主権を有しているといえるであろう⁵⁸⁾。

斯くして、神が主であるということから、人間が直ちに神の僕となるわけでも、二人の主人を持つわけでもないのである。

III

さて、先に見たように、人間は自らのはたらきの主であるが、現実には主となるためには自らを自らの僕として、即ち道具として位置づけなければならない。それ故、はたらきの主であるということと、主となるということの間には、一種の断絶が存しており、この断絶は、また、はたらきの僕であるということと、僕となるということとの間に等しいわけである。

ところで、人間が自らのはたらきの主であるということは、そのはたらきに関して、主権者としての責任が人間に帰せられることを意味している⁵⁹⁾。即ち、人間が自らのはたらきの主でなければ、そのはたらきが称賛や非難に値することもなく⁶⁰⁾、人間にそのはたらきを通じて称賛や罪科が帰せられることもないからである⁶¹⁾。更に人間は、自らのはたらきの主である場合に限り、そのはたらきによって功德を得ることができ⁶²⁾、この功德は、人間の側から見れば、至福に通じるものである⁶³⁾。

それ故、人間が自らのはたらきの主であるということは、また、至福との関わりにおいて考察されなければならない⁶⁴⁾。即ちそれは、人間が至福に至るためには如何なるは

たらしきの主となるべきか、ということであり、このことはまた、如何なるはたらきの僕となるべきか、という問いに言い替えられよう。

勿論、この問いは個々人の選択に関わるものであるが、トマスにおいて、斯かる問いかけそのものがキリスト論へと通じているように思われる⁶⁵⁾。即ち、キリストは、人性に従えば神性の道具であり⁶⁶⁾、その意味で、人としてのキリストは僕の位置に置かれることになるが⁶⁷⁾、自らのはたらきに関しては主であり⁶⁸⁾、受難における謙遜を通じて我々のあがないの主なのである⁶⁹⁾。従って、人としてのキリストは、自ら僕となることを通じて我々の主 *Dominus noster* となるといえよう⁷⁰⁾。

トマスにとって、主であるということから主となるということへの移行は、このキリストにおいて、根原的な仕方で捉えられているように思われる。はたらきの主としての人間もまた、トマスにおいて、ここへと位置づけられているのではないだろうか。

註

- 1) *S. T.* I-II, q. 1, a. 1, c.
- 2) *ibid.*, a. 3, c.
- 3) P. G. W. Glare (ed.), *Oxford Latin Dictionary*, Clarendon 1982, p. 571. 参照.
- 4) *In I Sent.*, d. 2, q. 1, a. 5, ex.; *ibid.*, d. 30, q. 1, a. 3, ad 2. 但し, *dominus* が有する権力の対象とされるどころの者として、トマスは, *servus, subditi, minister, ancilla, famulus* 等を挙げているが、家という場においては、本来 *servus* であるといえよう。また, *dominus* が *servus* を拘束する権力から離れて用いられることもあるが (*S. T.* I, q. 96, a. 4, c. 参照), この場合においても、何らかの仕方で *servus* の位置に置かれるものを指定することができよう。拙稿「トマス・アクィナスにおける *dominus* の意味について」『南山神学別冊』(第6号) 7, 8, 15~17 頁参照.
- 5) *In Psal.*, ps 32, n. 5.
- 6) 註4) 参照.
- 7) *De Pot.*, q. 7, a. 8, ad 1.; *Repot. Ined. Leoninae*, n. 2, cp6, vs9.; 註42) 参照.
- 8) *S. T.* II-II, q. 81, a. 1, ad 3.
- 9) *ibid.*, I, q. 13, a. 7, ad 1.
- 10) *In X Met.*, l. 8, n. 2094.
- 11) *Cont. Impug.*, p. 2, c. 2, n. 57.; *In X Met.*, l. 8, n. 2087.; 註33) 参照.
- 12) *In I Sent.*, d. 8, q. 1, a. 1, ad 2.; *S. T.* I, q. 13, a. 7, ad 1.; *ibid.*, q. 14, a.

- 15, ad 1.
- 13) *ibid.*, III, q. 76, a. 6, ad 3.
- 14) *ibid.*, q. 20, a. 2, ad 2. 参照.
- 15) *ibid.*, I, q. 75, a. 4, c.
- 16) *In I Polit.*, l. 2, n. 48.; etc.
- 17) *S.T.* I-II, q. 104, a. 1, ad 3.; *ibid.*, II-II, q. 189, a. 6, ad 2.; etc.
- 18) *ibid.*, q. 57, a. 4, c.
- 19) *In II Cor.*, c. 3, l. 3, n. 112.; *In Rom.*, c. 1, l. 1, n. 21.; etc.
- 20) *S. G.* IV, c. 74, n. 4092.; *S. T.* III, q. 18, a. 1, ad 2.; etc.
- 21) *ibid.*, II-II, q. 57, a. 4, ad 1.
- 22) *ibid.*, q. 104, a. 5, c.
- 23) *In VIII Ethic.*, l. 8, n. 1699.
- 24) 註19) 参照.
- 25) *In IV Sent.*, d. 36, q. 1, a. 2, c. et ad 2.
- 26) *ibid.*, d. 33, q. 1, a. 3, q. la 1, ad 4.; *ibid.*, d. 36, q. 1, a. 2, ad 1. 参照.
- 27) *S. T.* III, q. 18, a. 1, ad 2.
- 28) *De Verit.*, q. 29, a. 1, ad 9.
- 29) *ibid.*, a. 5, ad 2.; 註28) 参照.
- 30) *In I Polit.*, l. 11, n. 163.; *ibid.*, n. 165.; 註56) 参照.
- 31) *S. T.* II-II, q. 50, a. 2, c.
- 32) *ibid.*, I-II, q. 20, a. 6, ad 3.
- 33) *In III Phys.*, l. 1, n. 280.; *S. T.* III, q. 20, a. 1, ad 2.; etc.
- 34) *ibid.*, I-II, q. 109, a. 2, ad 1.; 註35), 36), 37) 参照.
- 35) *S. G.* II, c. 23, n. 995.; *S. T.* I, q. 29, a. 1, c.; *ibid.*, q. 103, a. 5, ad 2.
- 36) *S. T.* I-II, q. 1, a. 2, c.; *Super Ioan.*, c. 1, l. 3, n. 99. 参照.
- 37) *S. G.* III, c. III, n. 2855.; *In Iob.*, c. 14, vs. 20. 参照.
- 38) 註1) 参照.
- 39) *S. T.* II-II, q. 64, a. 5, ad 3.; etc.
- 40) *De Pot.*, q. 7, a. 11, ad 3.; *Comp. Theol.*, c. 212, n. 422.; *S. T.* I, q. 13, a. 7, c.
- 41) *De Pot.*, q. 3, a. 15, c.; *S. T.* I, q. 19, a. 4, c. 参照.
- 42) *De Pot.*, q. 7, a. 10, ad 4.; *ibid.*, a. 11, ad 3.
- 43) *In I Sent.*, d. 37, q. 2, a. 3, c.; *In III Sent.*, d. 9, q. 1, a. 2, q. la 3, ad 2. 註12) 参照.
- 44) *In III Sent.*, d. 2, q. 2, a. 2, q. la 3, ad 2.; *S. T.* I, q. 13, a. 7, ad 5.; *ibid.*, III, q. 35, a. 5, c. 参照.

- 45) *In Phil.*, c. 2, l. 2, n. 58. 参照.
- 46) *Super Mat.*, c. 6, l. 5, n. 617. 参照.
- 47) *S. T. I.*, q. 82, a. 1, ad 3.; 註 61) 参照.
- 48) *In II Sent.*, d. 25, q. 1, a. 1, c.; *ibid.*, d. 35, q. 1, a. 1, c. 参照.
- 49) *S. T. I.*, q. 83, a. 4, c.
- 50) *ibid.*, q. 82, a. 1, c.
- 51) 註 47) 参照.
- 52) *De Unione Verbi*, q. un., a. 5, c.; 註 34) 参照.
- 53) *In Rom.*, c. 9, l. 3, n. 778.
- 54) *In Orat. Dom.*, prol., n. 1028. 参照.
- 55) *In IV Sent.*, d. 15, q. 1, a. 2, ad 2.
- 56) *S. T. II-II*, q. 81, a. 2, ad 3.; *ibid.*, q. 103, a. 3, c.; 註 8) 参照.
- 57) *In IV Sent.*, d. 18, q. 1, a. 3, q. la 1, c.; *De Perf. Vitae Spirit.*, c. 17, n. 660.; *Super Mat.*, c. 18, l. 3, n. 1532.
- 58) *In IV Sent.*, d. 15, q. 1, a. 2, ag. 2 et ad 2.
- 59) *In II Sent.*, d. 21, q. 1, a. 2, ad 1.; *In III Ethic.*, l. 11, n. 505.; 註 2) 参照.
- 60) *De Unit.*, c. 3, n. 232.; *S. G. II*, c. 76, n. 1579.
- 61) *In II Sent.*, d. 41, q. 2, a. 2, c.; *In III Sent.*, d. 9, q. 1, a. 2, q. la 1, c.; *S. G. III*, c. 85, n. 2607.; etc.
- 62) *In III Sent.*, d. 18, q. 1, a. 2, c.; *De Verit.*, q. 29, a. 6, c.; etc.
- 63) *In III Sent.*, d. 18, q. 1, a. 5, c.
- 64) *S. G. III*, c. 148, n. 3215. 参照.
- 65) *S. T. I.*, q. 2, introd.; *ibid.*, III, prol. 参照.
- 66) *ibid.*, q. 7, a. 1, ad 3.
- 67) *In I Cor.*, c. 11, l. 1, n. 589. 参照.
- 68) *In III Sent.*, d. 18, q. 1, a. 2, ad 5.; 註 52) 参照.
- 69) *In IV Sent.*, d. 5, q. 1, a. 1, ad 2.; 註 20) 参照.
- 70) *ibid.*, d. 48, q. 1, a. 1, c.